

令和5年度丹波篠山市一般廃棄物(ごみ・し尿)処理計画

1. 計画の目的

この計画は、市民及び市内の事業者から排出される一般廃棄物の排出抑制を図るとともに、分別による資源化を推進し、適正な収集、処理(再生を含む。以下同じ)をするための計画である。

特に、市民の日常生活に伴って発生するごみの減量及び資源化、再生利用を促進し、その排出にあたっては、市指定袋による分別収集、排出マナーの徹底を図る。

また、ごみのポイ捨てや、不法投棄を防止することにより美しい街づくりの推進を図り、市民の快適な生活環境を整備、確保していくことを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 資源ごみ拠点回収をはじめとするごみの減量及び資源化、再利用の推進を図る。
- (2) 市指定袋による家庭系ごみの分別収集、排出マナーの徹底を図る。
- (3) 不法投棄防止の啓発を行い、環境の保全を図る。
- (4) 美しいまちづくりの推進を図る。
- (5) し尿の衛生的な収集及び処理を図る。

3. 一般廃棄物の処理

(1) 一般廃棄物の排出状況

ア 収集及び搬入(ごみ)

単位:トン

区分	ごみの種類		令和4年度実績	令和5年度見込	
家庭系ごみ	計画収集	可燃ごみ	6,528	6,550	
		資源ごみ	ペットボトル	49	50
			プラスチック	225	220
			缶・ビン類	283	280
			金属類	81	83
		埋立ごみ	73	70	
		粗大ごみ	19	20	
	計画収集合計		7,258	7,273	
	直接搬入	可燃ごみ	1,253	1,250	
		不燃ごみ	520	390	
		自転車	8	7	
原動機付自転車		0	0		
直接搬入合計		1,781	1,647		
家庭系計		9,039	8,920		
事業系ごみ	直接搬入	可燃ごみ	3,529	3,500	
		不燃ごみ	35	35	
		産業廃棄物(埋立)	157	155	
	事業系計		3,721	3,690	
排出量総計		12,760	12,610		

※資源ごみ拠点回収については、紙類は「可燃ごみ」、ビン類は「缶・ビン」、乾電池等は「金属類」に足して計上している。

粗大ごみ(廃タイヤ) 単位:本		15	20
廃食用油 単位:リットル		1,460	1,500
集団回収 単位:t		698	1,000
事業系ごみ堆肥化分(食品残渣) 単位:t		42	50
事業系ごみ堆肥化分(剪定木くず) 単位:t		785	750
動物の死体 単位:頭		632	650
し尿等 単位:kℓ	し尿	920	960
	浄化槽汚泥	2,676	2,700
	合計	3,596	3,660

イ 処理

単位:トン

処理量	資源化量	焼却処理量	11,428	11,365
		埋立処理量	689	550
		ペットボトル	38	45
		プラスチック	59	100
		缶・ビン	177	170
		破碎屑	8	10
		可燃性粗大(木材)	21	20
		鉄類・非鉄金属類	173	180
		小型家電製品	53	55
		古紙類	87	90
		蛍光灯	3	3
		乾電池	4	4
		再生品	20	18
		資源化量計	643	695
		資源化率(%)	5.0%	5.5%
	処理量総計			12,760

(2) 一般廃棄物の処理主体及び形態

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・法第7条に規定する業者(許可業者) ・自己搬入 ・直営 	委託	委託	
	資源ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・法第7条に規定する業者(許可業者) ・自己搬入 ・直営 	委託	委託
	ペットボトル				
	カン、ビン				
	金属類				
	プラスチック				
	埋立ごみ	委託	直営		
	粗大ごみ(清掃センター搬入分)	委託	委託		
	粗大ごみ(廃タイヤ)	委託	委託	委託	
	廃食用油	直営	委託	委託	
事業系ごみ 清掃センター搬入分	<ul style="list-style-type: none"> ・法第7条に規定する業者(許可業者) ・自己搬入 	委託	委託		
事業系ごみ 堆肥化分	<ul style="list-style-type: none"> ・自己搬入 	委託	委託		
し尿	し尿	直営	直営	委託	
	浄化槽汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・法第7条に規定する業者(許可業者) 			
動物の死体	10kg未満の小動物	<ul style="list-style-type: none"> ・直営 ・委託 	直営/委託	委託	
	10kg以上の大型動物	<ul style="list-style-type: none"> ・自己搬入 	委託	委託	

※中間処理・・・最終処分やリサイクルするための、焼却、選別、破碎、圧縮などの処理

(3) 委託先及び一般廃棄物処理及び浄化槽清掃業許可業者

ア 委託事業者

ごみ収集・運搬	篠山衛生事業協同組合
粗大ごみ収集・運搬	丹波篠山市シルバー人材センター
堆肥化処理(食品残さ)	有限会社ハニー
ビン中間処理	篠山環境開発株式会社
	(財)日本容器包装リサイクル協会
鉄類中間処理	篠山エコリサイクル共同企業体
スチール缶中間処理	株式会社コミナミ
アルミ缶中間処理	株式会社コミナミ
古紙類中間処理	篠山環境開発株式会社、有限会社中村商店
焼却施設運転管理	JFE環境サービス
小型家電製品処理	大栄環境株式会社
プラスチック容器包装再資源化	(財)日本容器包装リサイクル協会
ペットボトル再資源化	(財)日本容器包装リサイクル協会
廃タイヤ処理	株式会社コミナミ
堆肥化事業(木くず及び草)	日本エコロジ株式会社
廃食用油	上山建設株式会社
動物死体処分(猪・鹿)	株式会社猪名川動物霊園
動物死体収集業務	篠山衛生事業協同組合
焼却灰最終処分	大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)
蛍光灯・乾電池	野村興産株式会社

イ 随意契約で委託する理由

下記業務については、随意契約を締結し委託に付する。

- (ア) 「ごみ収集・運搬」…篠山衛生事業協同組合（市内の一般廃棄物処理（ごみの収集運搬）許可業者で構成する事業協同組合）に委託する。
 根拠法令：廃棄物処理法施行令第4条1号、家庭ごみの収集・運搬は、市の衛生事務の根幹をなすものであって、環境保全上も極めて重要である。
 その収集運搬に必要なじん芥収集車（パッカー車）数は1日平均約10台である。本市に10台のパッカー車を有するのは上記企業体しかない。また、上記企業体は、適正かつ安全で安定した業務を遂行する能力及び実績を有している。
 法令上、受託者の要件として「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されており、経済性の確保よりも業務遂行の適正を重視している。
 従って、上記事業協同組合は、本市のごみ収集業務を委託する。
- (イ) 「粗大ごみ収集・運搬」…社団法人丹波篠山市シルバー人材センターに委託する。
 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当、粗大ごみの収集運搬を委託するもので、月1回の実施であり人材の確保が困難なことから、不定期な業務でも可能な上記業者に委託する。また、市の高齢者雇用施策にも資するため。
- (ウ) 「動物死体処分（鹿・猪）」…株式会社 猪名川動物霊園に委託する。
 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当、清掃センター、市営斎場の動物炉で処理できない大型の死獣を収集し処理する業務である。当該業務を遂行できるのは、篠山近隣では上記業者しかないことから上記業者に委託する。
- (エ) 「動物死体収集業務」…篠山衛生事業協同組合に委託する。
 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当、夜間休日における市有地（市道、公園等）内の動物死体を速やかに回収する業務である。動物死体は一般廃棄物に相当するため、一般廃棄物処理業の許可を有する市内業者の上記共同企業体に委託するのが最も適切であるため。

ウ 一般廃棄物処理許可業者

ごみ収集・運搬	浄化槽汚泥収集・運搬
株式会社ニュークリーン	株式会社ニュークリーン
日本エコロジ株式会社	日本エコロジ株式会社
篠山環境開発株式会社	篠山環境開発株式会社
株式会社カンキョウ	株式会社カンキョウ
株式会社かんげおん	株式会社かんげおん
株式会社コミナミ	新北播企業株式会社
有限会社中村商店	株式会社大洋
株式会社ユウター興産	株式会社北摂環境センター
株式会社アークス	フジ環境整備株式会社
有限会社エコリサイクル	
収集能力 13,003トン(10社)	収集能力 16,276トン(9社) (14,797キロリットル)

4. 一般廃棄物の排出抑制、資源化のための方策について

市民及び事業者は自ら排出する廃棄物の抑制、再生利用を図ることなどにより、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

また、市民は丹波篠山市ごみ指定袋で燃えるごみ、プラスチック容器包装ごみ、埋立ごみ、空き缶・空きビン、ペットボトル、金属類に分別し、収集日当日に、朝8時30分までに自治会等が定めたごみステーションに出さなければならない。

市は一般廃棄物の減量及び資源化に関し、市民の自主的な活動の促進を図るため、各種の助成制度を設け、資源化の促進を図る。

(1) 丹波篠山市指定ごみ袋

10枚入りを1袋として、市役所・各支所、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、個人商店などで販売する。

区 分	寸 法	厚 さ	材 質
可燃用(大)	650mm × 870mm	0.04mm	高密度ポリエチレン 乳白色
可燃用(小)	400mm × 700mm	0.04mm	高密度ポリエチレン 乳白色
埋 立 用	500mm × 800mm	0.04mm	低密度ポリエチレン 黄色半透明
資 源 用	500mm × 800mm	0.04mm	低密度ポリエチレン 緑色半透明
プラスチック用	650mm × 870mm	0.04mm	低密度ポリエチレン 桃色半透明

英語・中国語(簡体)・ベトナム語・ポルトガル語・タガログ語を記載。

5か国語が記載された指定ごみ袋を作成することにより、外国人に対してごみの正しい出し方が説明できて、よりごみの分別が推進できる。

(2) 各種助成制度

ア 資源ごみ集団回収運動助成金制度

資源ごみ集団回収を実施する団体に対し、資源ごみ集団回収奨励金交付要綱に基づき助成を行う。

種類	単位	一般団体	福祉団体	備考
紙類	1kg当り	2円	3円	雑紙も対象
布類	1kg当り	2円	3円	
ビン類	1本当り	2円	3円	再生可能ビン
空缶類	1kg当り	2円	3円	回収対象空缶に限る

※紙類で引取り手数料(逆有償)が生じるときは、1kg当り5円を限度として助成する。

イ ごみステーション施設設置助成制度

本市は、粗大ごみを除き「ごみステーション収集」を採用している。各地域で指定されているごみステーションのカゴ等を新しく設置、補修する場合、丹波篠山市集落におけるじん芥収集所施設整備補助金交付規則に基づき、3万円を限度として、その設置費用の2分の1の助成を行う。

ウ 生ごみ処理機器等購入助成制度

ごみの減量化を促進することを目的として、生ごみ処理機器等の購入費の一部を助成する。

助成金は、購入金額(消費税を除く)の2分の1以内で上限20,000円とする。

(3) 堆肥化事業の推進

一般廃棄物の減量と資源化を促進するため、スーパーなどから排出される事業系の食品残さと公道等の街路樹から発生する剪定木くずを混合し、堆肥化する事業を推進する。

5. 処理困難物

処理困難物として取り扱いしないものは、丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第2号から第7号に定める次のものとする。

2～6号

(2) テレビ(ブラウン管型、液晶型共)、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンで特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の適用を受けるもの。

(3) 廃タイヤ類、廃油及び薬品類(農薬を含む。)

(4) 動物の死体(10キログラム以下の小動物及び畜産農業に係るものを除く。)

(5) 汚泥(浄化槽に係るものを除く。)

(6) 消火器、ガスボンベ及び業務用冷蔵庫

7号 その他処理が困難なもの

次のとおり指定する。

ア 家屋の解体木材

イ 自動車及びその部品

ウ 自動二輪車(50cc以上)

エ 医療用器具

オ 大型農機具

カ 自動販売機

キ し尿処理用浄化槽

ク 太陽光パネル

ケ ユニットバス、浴槽、仮設トイレ

コ 太陽熱温水器

サ 電動シルバーカー

シ 冷媒ガス使用家電製品

ス 畳(6枚以上)

セ 木材類(太さ10cm以上・長さ150cm以上)

ソ 竹(長さ50cm以上)

6. 収集計画

(1) 収集区域の範囲

ごみ	し尿
丹波篠山市全域	丹波篠山市全域

(2) 収集運搬する家庭系ごみの分別区分及び収集回数等

区分	回数	内容	収集方法
可燃ごみ	週2回	紙くず、厨芥類等	ステーション収集
プラスチック	週1回	プラスチック製容器包装(ペットボトル以外)	ステーション収集
埋立ごみ	月1回	陶器類、電球等	ステーション収集
缶・ビン	月1回	空きビン、空き缶	ステーション収集
金属類	月1回	なべ、アルミ類、一斗缶、小型電化製品、乾電池等	ステーション収集
ペットボトル	月1回	ポリエチレンテレフタレート(PET)	ステーション収集
粗大ゴミ	月1回	軽トラックに積載可能かつ1点50kg以下で規則に定める処理困難物(廃タイヤを除く)および原動機付自転車を除く粗大ごみ等	各戸収集(軒先)

(3) 家庭系ごみの地区別収集計画

地区名		可燃	プラスチック	ペットボトル	カンビン	金属	埋立	粗大ごみ
篠山	篠山A	月・木	火	第1金	第1水	第2水	第3水	第2水
	篠山B	火・金	月	第1木	第4水			
	八上	月・木	火	第4水	第1水			
	畑		金					
	城北、岡野	火・金	月	第1水	第4水			
城東	日置	月・木	金	第1水	第3水	第2水	第4水	第2水
	後川、雲部	火・金	木					
多紀	福住	月・木	金	第1水	第3水	第2水	第4水	第2水
	村雲、大芋	火・金	木					
西紀	西紀北部	月・木	火	第1水	第4水	第2水	第3水	第2水
	西紀南部				第3水		第4水	
丹南	大山	月・木	火	第1水	第3水	第2水	第4水	第2水
	味間A		金					
	味間B	火・金	月					
	城南、古市		木					
今田	東谷	火・金	木	第1金	第1水	第2水	第4水	第2水
	西谷	月・木	金	第1木	第3水			

- 篠山A 東新町、北新町、上立町、下立町、呉服町、魚屋町、西町
- 篠山B 西新町、南新町、乾新町、山内町、上河原町、下河原町、小川町、上二階町、下二階町
- 味間A 味間奥、味間南、中野、大沢、杉、味間新、住吉台、音羽住宅、音羽グリーンタウン、味間東、味間西
- 味間B 東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、大沢
- 西紀北部 遠方、本郷、川阪、桑原、栗柄、坂本、倉本、高坂、垣屋、打坂、乗竹、市山
- 西紀南部 小坂、上板井、下板井、宮田、川北、上新田、下新田、口阪本、西阪本、川西、黒田、高屋、東木之部、西木之部、西谷、河内台
- 東谷 四斗谷、辰巳、上小野原、下小野原、休場、上立杭、下立杭、美山台、みそら台、東庄、花みずき台、釜屋
- 西谷 黒石、本荘、今田、今田団地、みどり台、佐曾良新田、今田新田、市原、芦原新田、木津、五月ヶ丘、青葉台、北摂平

(4)資源ごみ拠点回収

ア 拠点回収

毎月第2水曜日(祝祭日の場合は第3水曜日)

時間:本庁及び各支所7:00~10:00、清掃センター8:30~10:00まで

区 分	回 数	内 容	収集方法
古紙類	月 1 回	新聞紙、雑誌、段ボール	本庁・各支所及び清掃センターにおける拠点回収。拠点回収時のみ無料で収集する。
雑紙	月 1 回	紙マークのもの、紙箱、包み紙ほか	
びん類	月 1 回	青色系、茶色系、無色透明	
蛍光灯・乾電池	月 1 回	直管及び丸型蛍光灯、乾電池	
水銀体温計等	月 1 回	水銀体温計、水銀血圧計	
廃食用油	月 1 回	植物系廃食用油	

イ 雑がみ回収ボックス

区 分	回 数	内 容	収集方法
雑紙	常 設	紙マークのもの、紙箱、包み紙ほか	本庁及び各支所でボックス回収。無料。

(5)し尿

区 分	回 数	収集方法
し 尿	申込み回数	各戸収集

(5) 事業系一般廃棄物の適正処理

- ア 事業系一般廃棄物（医療系廃棄物を含む。）は自らの責任において処理すること（法第3条）
- イ 事業者による自己処理が困難な場合は、市の許可した処理業者（収集・運搬）又は、事業者自らが収集、運搬を行い施設に搬入する。
- ウ 清掃センターへ直接搬入する場合は、シート等を用いて搬送中の飛散や危険防止を行うこと。
- エ 清掃センターへ直接搬入する一般廃棄物は、必ず次の種類に分別すること。
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、古紙類、埋立、空きビン・空き缶、ペットボトル、金属類、不燃性粗大ごみ、その他プラスチック容器包装
- オ 清掃センターへ直接搬入する一般廃棄物には、家庭系については、10kg当り90円、事業系については、10kg当り150円の手数料を徴収する。

産業廃棄物として動物性残渣は10kgあたり200円、廃プラスチック類は10kgあたり250円、医療系感染性廃棄物は10kgあたり250円の手数料を徴収する。

受付時間は開庁日（平日）の9時～11時45分、13時～16時までとする。
- カ 一般廃棄物のうち清掃センターに搬入できないものについては自らの責任において処理を行うこと。

(6) 収集運搬車両等

ア ごみ

区分	車種	最大積載量	数量
委託車両	パッカー	3t以上4t未満	4台
		2t以上3t未満	7台
		1t以上2t未満	1台
施設車両（収集）	ダンプ	3t以上4t未満	1台
		1t以上2t未満	1台
施設車両（処理）	油圧ショベル		2台
	ショベルローダー		2台
	ホイールローダー		1台
	フォークリフト		2台

イ し尿

区分	車種	最大積載量	数量
直営車両	バキューム	1t以上2t未満	1台
		3t以上4t未満	2台

(7) 施設

ア 施設の概要

(ア) ごみ処理施設

名 称	丹波篠山市清掃センター
所 在 地	丹波篠山市大山下川向井坪168番地の2
ごみ焼却施設	
公称能力	80トン/日(40トン/日×2炉)
炉形式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカー方式)
完成年月日	平成14年11月29日
リサイクルプラザ	
公称能力	41トン/5時間(日)
完成年月日	平成14年3月18日
一般廃棄物最終処分場	
形式	カルシウム除去+接触ばっ気・脱窒+凝集沈殿+砂ろ過+UV+O ₃ +活性炭+キレート
水処理能力	25m ³ /日
完成年月日	平成13年3月27日
(埋立処分地)	
埋立容量	182,000m ³
完成年月日	昭和50年5月1日

(イ) し尿処理施設

し尿前処理施設	
名 称	丹波篠山市あさぎり苑
所 在 地	丹波篠山市西岡屋甲749番地
形 式	前処理(破砕機+スクリーン)
公 称 能 力	52キリットル/日(生し尿36キリットル/日+浄化槽汚泥16キリットル/日)
完成年月日	平成7年3月31日
し尿本処理施設	
名 称	丹波篠山環境衛生センター
所 在 地	丹波篠山市吹上33番地1
形 式	標準活性汚泥法
公 称 能 力	5,900m ³ /日最大
完成年月日	昭和58年10月4日

(ウ) 動物死体処理施設

名 称	丹波篠山市営斎場
所 在 地	丹波篠山市栗柄1155番地
形 式	台車式 向流燃焼方式 低圧空気噴霧式再燃焼炉
公 称 能 力	60kg/回
完成年月日	平成14年3月31日

イ 一般廃棄物の受入(令和5年度見込み)

(ア)ごみ

単位:トン

種別	計画収集	直接搬入			拠点回収	計
	委託	許可	一般持込(事業)	一般持込(家庭)	直営	
可燃ごみ	6,485	2,200	1,180	950	65	10,880
缶・ビン類	270		5	20	10	305
金属類	81	5	20	170	2	278
ペットボトル	50					50
プラスチック	220					220
埋立ごみ	70	20	135	180		405
可燃性粗大ごみ	18	20	100	300		438
不燃性粗大ごみ	2		5	20		27
自転車				7		7
原動機付自転車						0
計	7,196	2,245	1,445	1,647	77	12,610

(イ)し尿

単位:キリットル

直営	960
----	-----

(ウ)汚泥

単位:キリットル

許可	2,700
----	-------

(エ)動物死体

単位:頭

自己搬入及び直営	600	※市外持出し分除く
----------	-----	-----------

(8) 処理量及び最終処分

(処分方法)

単位:トン

種別	処理量:トン	処分方法	
		焼却	資源化
可燃物 (内焼却灰)	11,365 (1,400)	フェニックス神戸沖埋立地にて埋立処理	
処理残渣	145	丹波篠山市清掃センター最終処分場にて埋立処理。	
埋立物	405		
古紙類	90		資源化
スチール缶	50		
アルミ缶	30		
ビン	90		
ペットボトル	45		
プラスチック	100		
破碎金属	10		
鉄類	180		
小型家電	55		
木屑	20		
蛍光灯	3		
乾電池	4		
再生品	18		
計	12,610		

8. 各種リサイクル関連法への対応について

(1) 家電リサイクル法について

使用済み家電製品のリサイクルを小売店・家電メーカーによる引取り、再商品化を中心とした市場メカニズムの中で実施し、競争により安価で質の高いリサイクルシステムを構築しようとするものであり、対象5品目(テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)の処理責任が地方自治体から民間企業に移ることになる。買い替えを伴わない、単に不用となった場合で、5品目の購入店が廃業したり、転入により購入店が遠方になったため引き取ってもらえない場合、丹波篠山市では兵庫方式に基づき県電機商業組合加盟店を紹介することとし、市の収集は行わない。

(2) 小型家電リサイクル法について

平成25年4月に、使用済み小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタル等の再資源化を促進し、廃棄物の適正処理及び資源有効利用確保を目的として、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行され、丹波篠山市では平成30年4月から、法律に基づいた小型家電製品の処理に取り組んでいる。この事により、従来パソコンリサイクル法により、処理していなかったパソコンについても、小型家電リサイクル法対象品として受け入れが可能となっている。

(3) 小型二次電池のリサイクルについて

小型二次電池(充電式電池)については、資源有効利用促進法により製造業者などに回収と再資源化(リサイクル)が義務づけられている。他のごみと混ぜて排出すると火災の危険性があることから、回収できる販売店などの情報提供を積極的に行う。

(4) その他リサイクル法について

建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法については、直接市町村が取扱う事務ではないが、ごみの減量と抑制を推し進めていく立場から、積極的に各法律の趣旨を市民に広めていく。

パソコンについては、小型家電リサイクル法により、受入、処理が可能となったが、パソコンリサイクル法に基づくメーカー等による再資源化も引き続き案内していく。

(5) ごみの減量化についての取り組み

市広報紙やホームページ、チラシなどを通じて、各種リサイクル法や「3R」「5R」などの趣旨、ごみの発生量と処理コスト、ごみ排出マナーなどの関連記事を掲載し、広報活動を行うとともに施設見学や地域におけるごみ分別説明会、ステーション看板での啓発を図る。

平成22年12月から実施している「資源ごみ拠点回収」においては、令和2年3月に全戸配布した「雑がみ回収促進袋」の利用や「雑がみ回収ボックス」(本庁舎及び各支所に常設)により紙類等の資源化を推進するとともに、生ごみ処理機器等の購入に対する助成によりごみの減量を図る。

また、丹波篠山市環境推進協議会などと連携と協力を密にして各種事業を開催し、市民へ意識の啓発と協力を要請する。

9. プラスチック資源の分別収集について

環境省が推奨しているプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収については、令和6年度中に実施すべく、環境省が作成した「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」と施設の処理能力等を踏まえて、分別基準を策定する。一括回収実施に向けて、ごみ分別カレンダーや広報紙などで市民に周知を図る。

10. その他

(1) 一般廃棄物処理業(収集運搬業)の許可について

既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われており、かつ市内で発生するごみの量(令和5年度見込み)よりも既存の許可業者の収集能力が上回っていることから、令和5年度においても、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続き、これを行わせることが相当である。